

令和 8 年度 緑の募金事業公募要領

(公財) 山梨県緑化推進機構

公益財団法人山梨県緑化推進機構では、「緑の募金事業交付金交付要綱」及び「緑の募金事業実施要領」に基づき、森林の整備や身近な環境緑化活動などを支援するため、「緑の募金事業」を下記のとおり公募します。

1 公募対象事業

別表 1 の「実施主体」の欄に掲げる者が同表の「事業の内容」欄に定める事業を実施する場合とします。

ただし、実施しようとする事業が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1) 既に、国若しくは国の機関又は県から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受け、又は受ける見込みにあるもの
- (2) 特定の者の利益のために行われるもの
- (3) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- (4) 市町村等行政機関が施策として行うもの
- (5) 森林整備等の事業の目的・内容等が不明確なものその他の「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

2 事業期間および実績報告

事業の開始は交付決定の日（令和 8 年 1 月を予定）以降となります。事業報告書は、事業の完了の日から 1 ヶ月を経過した日又は、令和 8 年 11 月 30 日(月)のいずれか早い期日までに提出していただくこととなります。

3 応募要件

応募しようとする者及び事業は、次の要件すべてを満たしていることが必要です。

- (1) 自主的・組織的な活動を行うものであること
- (2) 事業の実施が確実であること
- (3) 交付条件を遵守することが確実であること
- (4) 専ら営利を目的としたものでないこと

4 応募方法

別紙「緑の募金事業交付金交付要綱」様式 1 の「緑の募金事業認定（交付金交付）申請書」2 部又は同申請書を指定の Excel ファイルに入力した電子データを、事業を実施する場所の市町村緑化推進組織（市町村役場 緑の募金担当課）、又は各地区緑化推進会議（県の各林務環境事務所 森づくり推進課）に提出してください。

ただし、別表 1 の事業名「森林ボランティア団体活動支援事業」及び「国際緑化協力事業」、「国際緑化推進事業」に該当するものは、山梨県緑化推進機構に提出してください。

なお、様式について電子媒体を希望する場合は、当機構ホームページからダウンロードできます。

5 応募期間

応募の期間は、令和7年9月22日(月)から10月31日(金)までとします。
(期限厳守：持参、郵送、メール送信のいずれも必着)

6 事業認定の決定及び通知

応募内容について、(公財)山梨県緑化推進機構緑の募金運営協議会で審査のうえ、事業認定の適否、交付金の交付割合及び交付額を決定し、応募申請者に通知します。(令和8年1月を予定)

7 交付金の交付割合及び限度額等

交付金の交付割合及び限度額等は、別表1のとおりとします。

8 交付対象経費

交付の対象となる経費は、別表2のとおりとします。(経費は税込み)

お問い合わせ

(公財)山梨県緑化推進機構

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1丁目5番4号(恩賜林記念館内)

TEL 055-226-6279 FAX 055-226-6291

URL <http://www.y-ryokka.or.jp>

別表1 交付金の交付割合、限度額等

事業 区分	事業名	実施主体	事業の内容	交付 割合	交付金の 限度額 (消費税含む)	留意事項 (対象事業・森林等)	対象経費 区分
森 林 の 整 備	地区緑推 森林整備事業	林務環境事務所の区域 ごとに置く緑化推進会 議（地区緑推）	森林・林業体験や研修会・シンポジウ ム等の普及啓発活動	10/10 以内	40万円	・林業体験等のハード事業と研修会等の ソフト事業を組み合わせる実施すること。 ・森林整備等と一体的に実施する山村地 域と都市部の交流を促進する活動も対 象とする。 ・対象経費は別表2(1)とするが、特段 の事情によりこれによらない場合は、 その理由を説明する資料を添付して申 請すること。（緑の募金運営協議会の 意見に基づき、対象経費として認める か判断する。）	別表2 (1)
	学校林整備・ 保全推進事業	PTA、地域の団体等	・学校林の整備・保全活動 ・緑の少年隊や児童・生徒が森林や林 業・県産木材の利用等への理解を深 めるための活動	10/10 以内	30万円	・学校林又は学校と森林所有者の協定等 が結ばれている（予定を含む）森林で あること。	
	森林環境教育の 森整備事業	市町村緑化推進組織	児童・生徒が森林環境教育、木育 の場として利活用するため行う学 校林の設定や再整備	10/10 以内	新規設定 80万円 再設定 50万円		別表2 (2)
	森づくり活動支 援事業	地域の団体等	地域の住民や団体等が主体となり実施 する森林整備や森林整備の推進を目的 とする次の普及啓発活動 ・公募等による緑化イベント等の開催 ・森林環境教育、木育、県産木材の利 用促進等の普及啓発 ・上下流域の連携や山村地域と都市部 の交流促進 等	7/10 以内	30万円 ただし、普及 啓発活動のみ の場合は 20万円		別表2 (1)
	上記各事業共通	・整備する森林は、原則として市町村、財産区有林等の公有林とし、森林所有者（管理者）の許可等を得て事業を実施すること。 ・共有林、個人有林、社寺林、社有林等を整備する場合には、森林所有者と整備協定を結ぶこと。					
	森林ボランティ ア団体活動支援 事業	県内で森林ボランティ ア活動を2年以上実施 しており今後も継続し た活動が見込める団体	県内で活動するボランティア団体 等の運営に必要な活動	10/10 以内	5万円		別表2 (3)

事業区分	事業名	実施主体	事業の内容	交付割合	交付金の限度額 (消費税含む)	留意事項	対象経費区分
緑化の推進	地区緑推緑化推進事業	林務環境事務所の区域ごとに置く緑化推進会議（地区緑推）	地域の人々の参加による緑化の推進等を行う事業	10/10以内	80万円	対象経費は別表2(4)とするが、特段の事情によりこれによらない場合は、その理由を説明する資料を添付して申請すること。 （緑の募金運営協議会の意見に基づき、対象経費として認めるか判断する。）	別表2 (4)
	緑の少年隊育成事業	緑の少年隊	緑の少年隊の新規結成	定額	1隊当たり 30万円	隊旗の他、隊員数に応じて必要な資材等の整備に要する費用	
			既設少年隊の育成活動や遠隔地での森林整備の体験活動（宿泊を伴うものを含む）、研修等への参加	人数に応じ定額	1隊当たり 7～12万円※ 留意事項 ①～③による	1 隊の規模別助成金 ① 40人以下 70,000円以内 ② 41～80人 90,000円以内 ③ 81人以上 120,000円以内 ※ 既設の隊で隊名の変更があった場合は、隊旗の作成費を上乗せして助成	
	学校緑化の推進事業	PTA、地域の団体等	校内における緑化木等の植栽や維持管理、樹名板の設置及び学習会等の開催	7/10以内	15万円	専門的な技術が必要な作業については委託による実施も認める。	
			学校創立の周年（10 年を単位とする）を記念して行う高木性緑化木の植栽及び植栽の支障となる危険木等の除去、標示板等の設置	10/10以内	30万円	・ 専門的な技術が必要な作業については委託による実施を認める。 ・ 植栽の承認及び植栽後の管理方法について、学校管理者と協議済みであること。 ・ 記念樹の根回りに植栽する低木も事業対象とする。 ・ 記念樹として植栽したことを明記した標示板を設置すること。	
	地域緑化活動支援事業	地域の団体等	地域の住民や団体等が主体となり実施する緑化推進及び緑化推進を目的とする普及啓発等	7/10以内	20万円		

事業区分	事業名	実施主体	事業の内容	交付割合	交付金の 限度額 (消費税含む)	留意事項	対象経費 区分
国際緑化の推進	国際緑化協力事業	民間団体	国外において行う以下の活動 ・砂漠化防止や熱帯林再生のための森林整備 ・土砂流出防止・水源かん養・薪炭林造成等のための森林整備 ・公園・学校への植樹等による緑化の推進 ・苗畑整備・育苗や緑化の推進に資する苗木の配付 ・山火事防止等の森林パトロール、被害調査等の森林保全管理 ・その他、上記事業に付帯するセミナーや給水施設整備等	7/10以内	30万円	・友好・姉妹都市で実施する場合には、派遣先の青少年団体等と協力して実施する森林整備等も対象とする。 ・対象経費は現地活動に係わるものに限る。	別表2 (5)
	国際緑化推進事業		地域の住民や団体等が主体となり実施する国外での森林整備や緑化活動等	7/10以内	20万円	対象経費は現地活動に係わるものに限る。	

事業区分	事業名	実施主体	事業の内容	交付割合	交付金の 限度額 (消費税含む)	留意事項	対象経費 区分
森林の整備等	市町村緑化推進組織活動事業	市町村緑化推進組織	地域の人々の参加により実施する森林の整備、緑化の推進等	定額	前年度の当該市町村の家庭募金額の35%	対象経費は森林の整備は別表2(1)、緑化の推進は別表2(4)に準ずるが、特段の事情によりこれによらない場合は、その理由を説明する資料を添付して申請すること。(緑の募金運営協議会の意見に基づき、対象経費として認めるか判断する。)	別表2 (1)(4)

別表2 対象経費

(1) 森林の整備①

○対象事業 地区緑推森林整備事業 学校林整備・保全推進事業 森づくり活動支援事業

経 費 区 分		対 象 経 費 (消費税含む)
科 目	区 分	
行 動 費	交 通 費	・ 車両等の借上料並びに有料道路代、燃料等の経費
	保 険 料	・ ボランティア等の傷害保険料 ・ 対象事業、期間以外に係るものは交付金の対象としない。
	調 査 費	・ 毎木・林況調査等専門員の謝金 ・ 1人当たり1日25,200円を上限とする。
	雑 費	・ 飲食費は作業中の水分補給に必要な飲み物代に限る。 ・ 作業中の安全衛生対策などに必要な虫除け・熊避けスプレー、熊除け鈴、医薬品、衛生用品等
資 材 費	苗 木	・ 苗木は市町村森林整備計画で指定された樹種とする。 ・ 鉢付き苗の場合は1本1,000円を上限とする。
	肥 料	・ 施肥が必要な場合に限る。
	機械・器具等 購入費	・ 草刈鎌、鋸等人力での作業に使用するもの。 ・ 単価は10,000円を上限とし、かつ購入費は交付対象経費全体の30%以内とする。
	機械・器具等 借上費	・ チェーンソー、刈払機等の借上費（燃料費・損料を含む）
	看板・表示板	・ 緑の募金事業で実施したことを明記するPR看板や標柱等
	杭・支柱等	・ 杭、支柱、縄、作業用手袋等及び植栽木の獣害防止に必要な資材
資材運搬費	借 上 費	・ 資材運搬車両借上料（燃料費・損料を含む。）
指導者経費	謝 金 等	・ 1人・1日当たり30,000円を上限とする。 ・ 主催する団体の構成員等は対象としない。
普及啓発費	啓発資材費	・ チラシ等の普及啓発資材
事 務 費	事務費全体	・ 事務費の合計は交付対象経費全体の10%以内とする。 ・ 食糧費、事業地の使用料・賃借料、委託による参加者の募集経費等は交付金の対象としない。
	消 耗 品	・ 事業実施に必要な消耗品、文房具等の経費（対象事業以外に使用する事務用品等は交付金の対象としない。）
	印 刷 費	・ 事業実施に必要な資料等の印刷費（対象事業以外に使用する印刷物は交付金の対象としない。）
	通 信 費	・ 電話料、資料郵送料等
	そ の 他	・ 参加者の募集経費等、事業の目的達成に必要なと認められるもの。
委 託 費	労 賃	・ 地拵え、作業道・歩道の整備等、専門的な技術が必要な作業を委託する場合に限る。（ボランティアの労賃は交付金の対象としない。） ・ 委託費の割合は交付対象経費全体の50%を上限とする。

[留意事項]

- 1 苗木を購入し植栽を実施した場合には、協定等により植栽木の所有権の帰属等を明らかにすること。
- 2 個人の車を使用する場合の借上料は5,000円を上限とし、バス等の大型車両を利用する場合の借上料は見積書による。
- 3 この区分によらないものについては、事前に必要な資料により協議するものとする。

(2) 森林の整備②（森林環境教育の森整備事業）

経 費 区 分		対 象 経 費 (消費税含む)
科 目	区 分	
会 議 費	借 上 料	・ 会場使用料（申請者の構成団体が所有する会議室は交付金の対象としない。）
行 動 費	調 査 費	・ 毎木・林況調査等専門員の謝金 (1人当たり1日25,200円を上限とする。)
環境整備費	施設整備費	・ 歩道・看板等の設置及び植栽木の獣害防止施設の整備費
事 務 費	消 耗 品	・ 事業実施に必要な文房具等の消耗品（対象事業以外に使用する事務用品等は交付金の対象としない。）
	印 刷 費	・ 事業実施に必要な資料等の印刷費（対象事業以外に使用する印刷物は交付金の対象としない。）
	通 信 費	・ 電話料、資料郵送料等
	そ の 他	・ 事業の目的達成に必要と認められるもの。（食糧費は対象としない。）
賃借料等	賃借料・使用料	・ 事業地の所有者との協定に規定されている賃借料又は使用料 ・ 協定の期間に係る賃借料、使用料を対象とする。
委 託 費	労 賃	・ 地拵え、作業道・歩道の整備等、専門的な技術が必要な作業を委託する場合に限る。（ボランティアの労賃は認められない。）

[留意事項]

- 1 看板を設置する際には、緑の募金事業で実施したことを明記すること。
- 2 事業を実施する森林は、所有者と使用に係る協定等を締結していること。
- 3 所有者と森林の使用について疑義が生じた場合は、協定を締結した当事者間で解決すること。
- 4 この区分によらないものについては、事前に必要な資料により協議するものとする。

(3) 森林の整備③（森林ボランティア団体活動支援事業）

経 費 区 分		対 象 経 費 (消費税含む)
科 目	区 分	
会 議 費	借 上 料	・ 会場使用料（申請者の構成団体が所有する会議室は交付金の対象としない。）
行 動 費	旅 費	・ 研修会講師旅費（申請者の構成団体に所属する講師は交付金の対象としない。）
謝 金	講師謝金	・ 研修会等の講師謝金（申請者の構成団体に所属する講師は交付金の対象としない。） ・ 謝金は30,000円を上限とする。
事 務 費	消 耗 品	・ 事業実施に必要な文房具等の消耗品（対象事業以外に使用する事務用品等は交付金の対象としない。）
	印 刷 費	・ 事業実施に必要な資料等の印刷費（対象事業以外に使用する印刷物は交付金の対象としない。）
	通 信 費	・ 電話料、資料郵送料等
そ の 他	そ の 他	・ 事業の目的達成に必要と認められるもの。（食糧費は対象としない。）

[留意事項]

- 1 申請にあたっては、過去の活動内容に関する資料を添付すること。

(4) 緑化の推進

経 費 区 分		対 象 経 費 (消費税込含む)
科 目	区 分	
行 動 費	交 通 費	・ 車両等の借上料並びに有料道路代、燃料等の経費
	保 険 料	・ ボランティア等の傷害保険料 ・ 対象事業、期間以外に係るものは交付金の対象としない。
	調 査 費	・ 緑化方法等に係る調査等専門員の謝金 ・ 1人当たり1日25,200円を上限とする。
	雑 費	・ 飲食費は作業中の水分補給に必要な飲み物代に限る。 ・ 作業中の安全衛生対策などに必要な虫除け・熊避けスプレー、熊除け鈴、医薬品、衛生用品等
資 材 費	苗木等	・ 苗木は1本当たり5,000円を交付金の上限とする。 ・ 花壇等に植栽する花苗は対象とするが、野菜の苗は対象としない。(ただし、緑のカーテンを設置する場合を除く。)
	肥料等	・ 施肥、培養土が必要な場合に限る。
	機械・器具 購入 費	・ 草刈鎌、鋸等人力での作業に使用するもの。 ・ 単価は10,000円を上限とし、かつ購入費は交付対象経費全体の30%以内とする。
	機械・器具 借 上 費	・ チェーンソー、刈払機等の借上費(燃料費・損料を含む)
	看板表示板	・ 緑の募金事業で実施したことを明記するPR看板や標柱等
	杭・支柱等	・ 杭、支柱、縄、作業用手袋等及び植栽木の獣害防止に必要な資材
資材運搬費	借 上 費	・ 資材運搬車両借上料(燃料費・損料を含む。)
指導者経費	謝 金 等	・ 1人・1日当たり30,000円を上限とする。 ・ 主催する団体の構成員等は対象としない。
普及啓発費	啓発資材費	・ チラシ等の普及啓発資材
委 託 費	労 賃 等	・ 学校の緑化施設の維持管理について専門的な技術を要する場合、労賃を含めることができる。 ・ 学校創立の周年を記念する高木性緑化木の植栽及び危険木等の除去について専門的な技術を要する場合は、資材費、資材運搬費、植栽費、処分費、諸経費を含めることができる。
事 務 費	事務費全体	・ 事務費の合計は交付対象経費全体の10%以内とする。 ・ 食糧費、事業地の使用料・賃借料、委託による参加者の募集経費等は交付金の対象としない。
	消 耗 品	・ 事業実施に必要な消耗品、文房具等の経費(対象事業以外に使用する事務用品等は交付金の対象としない。)
	印 刷 費	・ 事業実施に必要な資料等の印刷費(対象事業以外に使用する印刷物は交付金の対象としない。)
	通 信 費	・ 電話料、資料郵送料等
	そ の 他	・ 参加者の募集経費等、事業の目的達成に必要と認められるもの。

[留意事項]

- 1 緑化事業を実施するにあたって、苗木については郷土種を中心に、地域の景観と調和した緑地の確保や整備に配慮したものとする。また、地域住民が植栽できる程度の大きさの樹木とすること。(郷土種：山梨県緑化計画(参考資料)に記載)
- 2 個人の車を使用する場合の借上料は5,000円を上限とし、バス等の大型車両を利用する場合の借上料は見積書による。
- 3 この区分によらないものについては、事前に必要な資料により協議するものとする。

(5) 国際緑化の推進

科 目	区 分	対 象 経 費 (消費税含む)
資 材 費	苗 木 等	・ 植栽個所の条件に適した苗木の現地での購入経費 ・ 植栽に付帯する支柱等の資材、事業のPR看板、標柱等の材料費も対象とする。
	そ の 他	・ 現地で使用する道具等器具の借上料・燃料費・損料等
事 務 費	事 務 費	・ 事務費の合計は交付対象経費全体の10%以内とする。 ・ 食糧費、委託による参加者の募集経費等は交付金の対象としない。
	そ の 他	・ 必要な理由が明確なものに限る。 ・ 参加者の募集経費等、事業の目的達成に必要と認められるもの。

[留意事項]

- 1 この区分によらないものについては、事前に協議するものとする。